

83号線ブロック 第36回ブロック部会 議事要旨	
開催日時	平成29年12月12日(火) 午後7時～8時30分
開催場所	十条台ふれあい館 第1ホール
出席者	部会役員：喜多村部会長、原副部会長 事務局：岩本課長、千明、市川、森田、遠藤（北区十条まちづくり担当課） コンサルタント：芦崎、木下（(株)ユープランニングアソシエイツ）
参加者	31名（部会役員を除く）
議題等	<p>1. 議題</p> <p>(1) 埼京線沿線（中十条二・三丁目）及び岸町二丁目のまちづくりについて</p> <p>2. 報告事項</p> <p>(1) 補助83号線整備事業の進捗状況について</p> <p>(2) JR赤羽線（十条駅付近）連続立体交差化計画および関連する道路計画の都市計画決定について</p> <p>(3) (仮称)北事務所の開設について</p>
	
<p>第36回83号線ブロック部会の様子</p>	

【議事要旨】

開会あいさつ

【部会長】第36回83号線ブロック部会を開会いたします。

本日は、埼京線沿線（中十条二・三丁目）及び岸町二丁目のまちづくりに関する意見交換に加えて、3点の報告事項を予定しています。

1. 議題～(1)埼京線沿線（中十条二・三丁目）及び岸町二丁目のまちづくりについて

配布資料及びスライドをもとに、コンサルタントより、平成26年11月実施の中十条三丁目、岸町二丁目地区のまちづくりに関するアンケート調査結果、十条地区における地区計画の策定状況などを通し、中十条二・三丁目、岸町二丁目においても地区計画を導入したまちづくりを進める必要があるとの説明がありました。

【参加者】新たな防火規制区域の範囲は。

【コンサル】密集事業が導入されている区域、全域です。都市計画道路補助83号線沿道は更に厳しい防火地域が指定されています。

【参加者】地区計画によるまちづくりルールで建築物の用途の制限を検討するとあるが、第一種住居地域は制限が比較的厳しいと書かれているが、何を制限するのか。

【コンサル】第一種住居地域は建築物用途の制限が比較的厳しいので、地区計画による建築物用途の制限を定めなくてもよいかもしれません。但し近隣商業地域は建築物用途の制限が比較的緩いので、例えば風俗営業など制限を検討してはどうかと思います。

【参加者】延焼防止上、建物の間隔はどの程度あればよいのか。

【北区】延焼防止効果は、空地率と耐火率の組合せにより想定されますが、地区計画上はこうした学術上の延焼防止効果を得ることが主目的ではありません。密集市街地の建物の建て詰まり解消を図るため、建物の間隔を定めることを目指しています。

【参加者】日照、通風が大事と言うが、マンション等の大規模建築物に何らかの制限を検討するのか。

【コンサル】マンション等の大規模な建築物を含む全ての建築物に関して基本的には、建築基準法において道路斜線による高さ制限、日影規制等、基本的な市街地環境保全については既に規制されています。

【北区】本地区では密集市街地の解消を図るため、地区計画において建築基準法で規制できない、より細やかなまちづくりのルールを皆さんと話しあって決めていきたいと考えています。

2. 報告事項

(1)補助83号線整備事業の進捗状況について

東京都より、83号線整備の進捗状況について説明がありました。

I期区間の用地取得はほぼ完了し、II期区間の用地取得率は約2割の状況です。現在、用地取得後、埋蔵文化財の調査を進めています。

また、富士塚の再建計画については、富士講の皆様と教育委員会と東京都で協議を続けています。

下水道に関しては、都下水道局による下水道の幹線工事が今年度完了し、引き続き都市整備局が個別の下水道管布設工事を行います。

【参加者】環状七号線と補助83号線の交差方式はどうか。

【東京都】 補助 83 号線Ⅱ期区間整備後引き続いて、環状七号線から北側約 490mについても「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」で優先整備路線に選定されており、今後 10 年間には着手すべき路線になっています。但し具体的な交差方式はまだ決まっていないため、当面Ⅱ期区間と環状七号線は暫定平面交差として整備しますが、将来的には立体交差を考えています。

【参加者】 幅員 30m（発言では 31m）区間の横断構成はどうなるのか。

【東京都】 暫定的に平面交差としますが横断構成は決まりしだい周知・説明を行います。Ⅱ期区間の標準幅員は 20mですが、将来的には補助 83 号線の交差部は立体交差を考えているため、側道＋立体部分の構造物を考慮し交差部の幅員は 30m（発言では 31m）の計画となっています。

【参加者】 十条台小学校前の横断歩道橋の付近は変わるのか。

【東京都】 歩道が狭いため再整備が必要と考えています。詳細は現在検討中です。

【参加者】 自転車道は自転車がルールを守れるような工夫はするのか。横断図にあるように自転車道と車道の間にはガードレールを設けるのか。

【東京都】 舗装材の色を変える、標識の設置等の工夫をする等、色々な整備手法が考えられます。ガードレールが描かれている横断図は整備イメージ図であり、詳細は今後検討します。

【参加者】 補助 83 号線Ⅱ期区間に位置する町会であるが、東京都に説明にくるようにお願いしているがまだこない。

【東京都】 町会会館の件と思いますが、現在、町会役員の方々と調整中です。

(2) J R 赤羽線（十条駅付近）連続立体交差化計画および関連する道路計画の都市計画決定について

北区より、J R 赤羽線（十条駅付近）連続立体交差化計画および関連する道路計画の都市計画決定について説明がありました。

今後、連続立体交差化及び鉄道附属街路の事業概要及び測量等の説明会、補助第 85 号線の事業概要及び測量等の説明会を開催する予定です。開催日は決まりしだいお知らせいたします。

【参加者】 北区は昭和 58 年に埼京線の地下化を決議したと聞いたため、平成 5 年に沿線の土地を購入したが、その後、埼京線は高架方式になるとともに鉄道附属街路が出来るため立ち退きを余儀なくされた。北区としての説明責任はないのか。また、用地買収は適切に行われるのか。

【北区】 北区では昭和 58 年当時、区議会で「地下化促進」と決議されましたが、その後、平成 26 年に区議会で「適切な構造形式により、早期に事業化」と決議されています。

北区都市計画マスタープランにおいても、マスタープラン 2000 では「地下化」と表記していましたが、マスタープラン 2010 では地下化と限定せずに「鉄道の立体交差化を実現する」と表記しています。

今回、東京都の検討結果を踏まえ、都市計画法に基づき平成 27 年に都市計画素案の説明会、平成 28 年に都市計画案の説明会を開催し、同時に環境アセスメントの手続きを経て、平成 29 年 11 月に高架方式による連続立体交差化と、鉄道附属街路の都市計画決定・告示が行われました。

鉄道附属街路の用地取得は東京都の基準を準用し適正に行います。今後の予定にあるように、事業概要及び用地測量等の説明会を開催する予定であり、その中で詳しくご説明いたします。

【参加者】 平成 28 年 10 月に荒川小学校で埼京線の立体交差化に関する説明会に出席したが、その場では立体交差化を計画しているが地下化又は高架化か方式はまだ決まっていないと聞いた。その後、急に高架化に決まったように思われる。また、立体交差化方式を検討した資料を請求したが出してくれない。

高架化により沿線の景観が損なわれることを懸念している。

【北区】その当時は都市計画案の段階であり、まだ決定しておりません。その後、環境アセスメントの手続き等を経て、平成 29 年 11 月の都市計画決定・告示により決定されました。

構造形式の検討資料については、事業者である東京都にお問い合わせください。東京都からは、高架方式と地下方式を地形的条件、計画的条件、事業的条件の 3 条件で比較検討を行い、高架方式が最適と判断したと聞いています。

また、東京都では高架方式における環境影響評価を行っていますが、周辺の建築物等を大きく上回ることはなく、景観に大きな影響はないとのことでした。

(3) (仮称) 北事務所の開設について

公益財団法人東京都都市づくり公社（以降、公社）から、公社概要、十条駅周辺地区の公社受託業務及び（仮称）北事務所の開設について説明がありました。

閉会あいさつ

【副部会長】色々なご意見やご質問、ありがとうございました。これで閉会といたします。

今後も、皆さんとまちづくりについて話し合っていきたいと思えます。

北区や東京都には、引き続き情報提供をお願いします。

次回のブロック部会は、来年 3 月頃を予定しています。